

楊 寬著（西嶋定生監譯・尾形勇・太田有子共譯）
中國皇帝陵の起源と變遷

杉 本 憲 司

日中間の學術交流は、今日では専門學者間だけでなく、民間の研究者などを含む広い範囲で行われるようになり、その一つに朝日新聞社などが主催する「日中古代文化の接點を探る」という題目のシンポジウムが、一九八一年五月に東京で開られた。その際に、著者である楊寬氏もシンポジウム参加の中國社會科學院考古研究所副所長王仲殊氏らと共に來日され、東京大學東洋文化研究所で、「中國古代陵寢制度の起源とその推移」と題する講演を行ったが、講演は時間の都合で節略されたものであったので、この講演に準備された原稿を西嶋定生氏が特に請われ、尾形勇・太田有子氏によって翻譯され、中國に先立って我が國で發刊されたのがこの著書である。

著者の楊寬氏は特に紹介する必要のない位、我が國においても良く知られる現在の中國における古代史研究者の長老で、氏自身の手稿になる經歷、著書・論文目錄が本書の末尾にのせられているので、それを一讀すれば氏の學問的輪廓がほぼわかるし、また、「あ

とがき」で譯者が的確に氏の學問的位置づけを行っている。それによれば、疑古派の顧頡剛・呂思勉兩師に業をうける一方、若くして上海博物館の創立にあたり、戦後は館長まで務めたことからわかるように、文物にくわしく、釋古學派、考古派の業績があり、本書の如き文献と考古學資料を綜合するような仕事にはもともとふさわしい學者である。

先づ本書の構成を紹介しておこう。

- 一 はじめに
 - 二 陵墓の起源（春秋・戰國時代）
 - 三 陵寢制度の創始時期（戰國中期から前漢）
 - 四 陵寢制度の確立時期（後漢）
 - 五 陵寢制度の衰退期（魏晉・南北朝）
 - 六 陵寢制度の發展と改革の時代（唐宋と明清）
 - 七 歴代の陵寢制度と身分的序列制
 - 八 身分制上の地位を象徴する墓前參道兩側の石刻群
 - 九 おわりに
- 次に各章の内容を要約してみよう。

二

中國歴代の帝王が、皇帝の權威を誇示し、身分制的序列を護持するための一つ的手段として、陵墓に附設された寢でもって朝拜の儀などの祭祀を行ったが、二から六までの各章で、この制度の創始から、その變遷を述べている。先づ二では、中原にある殷周時代の墓には墳丘がなかったが、春秋時代末期になると墳丘墓が出現し、戰國時代にはそれが普及し、さらに統治者にはすべて高大な墳丘がき

づかれるにいたった。その理由には當時の社會變革と密接な關係があるとして四つの原因をあげる。第一に奴隸主貴族の没落により、宗族單位の埋葬制度が崩壊し、地主階級の家族單位による埋葬になり、同一墓域内に貧富、身分の差なく墓が交錯してつくられ、また人々の移動などがある、宗族・家族での埋葬地を一所に定められなくなったので、墓を識別する便宜上、各種の墳丘形式が生れた。第二に、家族私有財産の相續制に移行し、家族の觀念が強固となり、家長に對する喪葬儀禮が重ぜられ、祖先の墳丘が充實し、墓壙と墳丘の造營は生者の家屋を築くと同じように考えた(『荀子』禮論)。第三に、集權の君主體制が成立し、新しい爵位にもとづく身分制度が確立すると、墳墓の等級制度が次第に完成し、いままでの墓壙内の差等に加えて地上の墳墓の形にある等級が重視された(『禮記』月令孟冬の條)。第四に、墓壙の擴張により掘りだされた土量が多く、その土が積みあげられて高大な墳丘になったという建造のさいの技術的な問題があるとす。また墓の名稱も戰國時代の墳丘墓の普及と發展にもなつて變化した。春秋時代以前は「墓」と稱していたのが、高い封土を持つことから、高い山の頂をいう「冢」、盛り上げた土塊をいう「墳」、高い土丘をいう「丘」を墓の呼び名として採用した。更に君主の墳墓が戰國時代中期から「陵」と稱せられることは、趙、楚、秦などの諸國に始じまるが、その原因は一つに封建的身分階級制の最高の地位にある國王の墓が、みな高大な墳墓で一般的に山陵の形にたとえられたから、二つにそれがやがて至高・無上の皇帝權力を誇示する表現にたつたことであるとする。帝國成立後は皇帝の墳墓は「山」ともいわれ、後には「山陵」と稱せられるようになったこととす。

三は、帝王の陵園に「寢」を造營する陵寢制度を起源から前漢時代までをのべる。君主の祖先をまつる宗廟が都邑の中にあつたが、戰國時代中期頃から變化があらわれ、秦始皇帝陵になるとこれまで宗廟の中にあつた「寢」を陵墓の近くにつくる(蔡邕『獨斷』)。この制度は前漢時代にもうけつがれ(『漢書』韋賢傳附韋玄成傳)、「廟」は陵園の外側の近くに、「寢」は陵園の内側につくられ、宗廟と陵墓とが結合してきた。このことは文獻だけでなく、陝西省西安北方にはば東西に並んでつくられた前漢の帝王陵の調査でもわかる。景帝陽陵と王皇后陵の眞南四〇〇米のところに高臺式の建築地があり、これが景帝廟である德陽宮址である可能性がある。元帝渭陵の北三〇〇米にも建築址があり、これは元帝廟である長壽宮であるにちがいないし、さらに高祖長陵の北三八〇米にも建築址があり、原廟である可能性がある。これら「廟」の位置は陵墓との間に一定の規則があるわけがなく、地勢によつて定められているとする。さらに廟が陵墓に近くつくられた理由について次の如くのべる。この制度は惠帝が叔孫通の議を入れて、高祖の廟をうつしたことに始じまり(『漢書』叔孫通傳)、その理由は當時の人々が死者の靈魂が陵墓のそばの寢に住むと信じていたので、死者の靈魂が宗廟に行つて祭祀の典禮を受けやすくさせるようにしたためであるとする。ついで著者は前漢時代以前について、文獻と考古學資料をあわせて考へる。始皇帝陵(麗山園とも稱していた)は内外二重の圍牆にかこまれ、陵をめぐる正方形に近い圍牆の西側に建築址があり、出土した陶甕に「麗山飢官 右」などの陶文があつて、飲食を奉供する役所があつたことがわかり、また一九八〇年二月には陵墓の封土の西側約一七米のところから青銅製の四馬が駕する車が二輛出土

したことを紹介して（口繪に寫眞をのせる。この寫眞は我が國にはじめて紹介されたものである）、それが死者の靈魂が乗って巡行するものであり、このことより廚房が附設され、車馬がおかれた陵の西側こそが、始皇帝陵の寢があつたところであると考えている。このような陵寢制度は文獻では秦昭王の時以來で、顧炎武によると、秦では宗廟の禮がわからないので、陵のそばに寢を置くことを創始したのであるとされている（『日知錄』墓葬）が、著者はこれに對して、秦が中原諸國から常に「その善しきを採擇」をしていたので、陵のそばに寢をつくり、陵の近くに廟を建てる制度も中原諸國からうけたのであるとし、中原諸國の例を河北省平山縣で調査された戰國時代の中山王墓と、そこから出土した銅版「兆域圖」をもつて證する。すなわち、「兆域圖」に見える「堂」は寢にあて、河南省輝縣固圍村で發掘された三基の並ぶ戰國時代の魏墓の場合も同様であつたと考えている。寢を墓地につくる禮俗は殷代にさかのぼり、河南省安陽の小屯五號墓（婦好墓）、大司空村の一・一・二・三〇一・三一二號の各墓の墓壙の眞上にある建造物が寢であり、墓壙の大きさと一致するのは、墓主の靈魂の生活に便利であつたからであるとしている。また宗廟制と陵寢制度の關係について、春秋時代までは宗廟は祖先祭や宗族の儀式を行うと同時に、政治上の重要な儀式も行い、決定した命令を布告する所であつたのが、戰國時代中期以後、集權の君主政權の確立より君主の朝廷の方が宗廟より重要になり、宗廟がただ祖先祭や王族内の傳統的儀式を行うだけの場所に變り、墓地に寢をたてる古來の禮俗をうけつつ、在來の宗廟の廟と寢を分割して、墓と結びついてきたものと考えている。寢の設備は正寢と便殿とからなり、正寢は墓主の靈魂が日常生活を行うところ

で、坐位・床・机・匣匱・被枕・衣冠その他日用品がおかれ、毎日四回定刻に食物が供せられ、毎月、陵の近くの廟で祭禮があるときには衣冠が廟まで遊ぶことになることもべている。

四では、後漢時代になると、毎年の元旦の朝賀の儀式（元會儀）を明帝が光武帝原陵の陵寢で行つた「上陵の禮」をはじめ、宗廟で行われる二十五祠の中でもっとも重要な「酎金の禮」も陵寢に移されて、陵寢の地位が大いに上がり、反對に宗廟の地位が低下した。これは當時の社會一般が上墓や墓祀を重じていたことの反映であり、その背景に後漢時代における豪族勢力の發展があり、祖先の墓に詣でて祭祀することによって一族の團結を強固にする一つの手段にしていて、墳墓に祠堂・石廟をたてることをも流行させたとする。上陵の禮が確立されると宗廟は重要な役割を失つて、「天子七廟」制も廢止され、「同堂異室」的方式がとられ、陵寢で盛大な上陵の禮が行われてくると、その規模は擴大し改造され儀式を行う大廟がつくられ、それまでの宗廟と同じ地位を確保することを論じている。

五では、政局不安定と少數民族の中原進出、魏の文帝の薄葬の詔、經濟的後退、帝王陵が盜掘されるなどの社會状態で、陵寢を保存し、そこで禮を行う陵寢制度がしばらく放棄され、厚葬の風が衰えた魏晉・南朝と北朝の北魏についてのべる。北魏では鮮卑と漢族の文化が結びついた新たな陵寢制度が行われた。それは陵の前に鮮卑の風である石廟または石室といわれる石造の祠廟のような性質をもつ營造物、石獸、石碑、石闕がたてられ、更に佛教の信仰と結びついて佛堂や齋堂を祠廟に混在させていた（永固陵）。孝文帝の洛陽遷都後は、北郊の地に長陵を中心として多くの區域に分けた鮮卑各部落たちの墓地がつくられ、上陵の禮を復活してきたが、これ

は定期的でなく改元とか親政開始などの國家の大事に際して謁陵して、先帝の神靈に對して指示を仰ぎ報告していることは、鮮卑族固有の禮俗に由来すると考えている。

六では、唐代以後のことをのべる。唐代になると社會、經濟兩面の回復と發展によつて、陵寢制度もまた擴大發展し、太宗昭陵の場合には寢が三か所に分けてつくられ、それは墓室の門の眞上に神遊殿という墓主の靈魂が遊樂するところがあり、これは陵上に寢をたてた戰國時代の遺風とみる。重要な儀式を行うための大規模な獻殿、寢殿が、南の朱雀門を入つて陵墓にいたるところにたてられ、もはや後漢時代のような寢からはかけはなれたものになる。もう一つは下宮ともよばれる寢宮で、墓主の靈魂が飲食し起居するという日常生活を送る場所が、もと山上につくられたが後には水の便のためであつて山下に移築された。今日も西安の北方にひろがる唐代皇帝陵は昭陵の規格に準じて造營され、獻殿と寢宮の二つに分けられたことは、上陵にとりな祭の場が神靈の日常生活をまかなうための施設から切り離れたことになり、上陵、朝拜、祭祀などの儀式はさらにその重要性を顯示したことになる。北宋になると壽陵の制はなくなり、死後七ヶ月の間に造營されることになった。今日、河南省鞏縣にある八基の陵墓はすべて同一規格の臺階式方形墳で、高低、大小、距離などに差があるだけで、墳丘のまわりには漢・唐代と同じく四面に一門を持つ神牆という牆垣がある。陵園内の主要な建物は唐代と同じく、陵墓の前面に上宮（唐の獻殿、寢殿）を、下宮である寢宮は陵墓の南方の西よりにつくられた。これらの位置は陰陽堪輿なる迷信によつていた。南宋の陵墓は北方の祖宗の陵園を失つたために、一時の陵墓として櫛宮を紹興につくり、失地回復の後に

陵墓も再建しようと志した。しかしこの場合でも北宋の制度が踏襲された。元代は蒙古族の風俗により、墓をかくして墳丘をきづかない潛埋的埋葬方式が行われたが、明代になると重大な改革が加えられた。その一つは寶頂とよばれた陵墓は圓墳になり、第二に下宮である寢宮の造營をやめて、上宮である祭殿の規模を擴大し、宮人を置いて神靈の日常生活に奉仕させるといふ制度もなくなつた。これは當時の政治上の要求から上拜、朝拜、獻祭などの莊重な儀式を宣揚し、そのことによつて皇帝の權威を確立し、統治をより強固にする手段としたことによるのである。第三は陵園の圍牆が方形から長方形になり、その中が三つに分けられ、第一の中庭には陵門のほか、兩側に碑亭、神廚、神庫が、第二の中庭には祭殿（享殿）と兩わきの配殿が、第三の中庭には牌坊、五供臺が、中央には墓碑をたてた方城明樓がきづかれていた。清朝はこの制をうけてほとんど變更されなかつた。

七、八は墓制と身分的秩序の關係についてのべたもので、七では身分的秩序を擁護するために、墳丘の高低を定めるといふ陵寢制度を考察する。漢律に列侯の墳高四丈以下、庶人にいたるまでのそれぞれ差があることがみえる外、爲政者は墳形など墳墓にまつわる差等を重視していた。唐代も漢代と同じく陵墓における序列制度を中央集權政治體制を支える柱と考え、墳形では一般に圓墳が等級が下で、方形墳が上でかつ臺階の二層のものが一等高い位置にあつたし、また高さも序列規定があつた。八は墓主の身分制上の地位をしめすものとして、墓前にたてられた石柱、石碑、石獸などの石刻群について論じ、残っているもの一番古い前漢代の霍去病墓の石刻は、彼の匈奴征伐に關係するものであつたが、後漢代のもの（石

春秋	戦国・秦・前漢	後漢	唐	宋	明・清
廟 宗廟	陵傍に廟を立つ	合わせて太廟を立つ	太廟	太廟	太廟
寝 墓	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 陵 便殿 寝 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 陵 便殿 寝殿 寝 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 陵 神遊殿 獻殿 寝宮(下宮) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 陵上 丘宮 殿 厨室 前神庫 後神庫 神遊亭 その他 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 頂樓 方城 五供 殿 配殿 厨庫 神 </div>

著者作成の陵寝制度變遷表 (96頁)

獸、石碑の現存するものはないが、「水經注」などの文獻によると)は身分の差によって、石刻の高低、大小、數量が定められていたことがあり、その位置も上墓祭禮の禮俗に應じて、祠堂または祠廟のところに配列されたもの、墓前の大道(神道)の兩側に對をなして配置されるものがあり、これらは宮殿の構造にならった寝殿において、皇帝の神靈を守る衛士の姿であり、吉祥を願う惡鬼をはらう動物・靈獸の姿であった。この制は一時なくなるが再び南北朝時代に陵寝制度の復活と共に配置され、とくに南朝においてには殘存するものが多くみられる。唐・宋

代には身分で石刻の種類が嚴格に區別され、宋ではとくに石獸が中心となったが、現存のものは文獻に見える規定をこえるものが多い。明代になると石刻の種類に整理があり、いままでとことなり大型の動物・神獸が採用され、これも身分によって墓すべての規定とともに差等がつけられていた。

以上が本書の紹介である。次に氣がついたことを一、三のべてみたい。

三

本著書のもともとのなりたちが講演のための原稿として書かれたという性格があるので、ややもすると個々の問題でまだ著者が論じたくないところがあり、概説的であるが、皇帝陵の陵寝制度について、その起源から清代にいたるまでを一本の筋道をつけて概論するとともに、身分制度との關連において論じたことは、今日のように文獻だけでなく、皇帝陵を含む墓の多くが考古學調査が行われている情況下では、今後の新しい研究のための指標として有意義なものである。ここで氣のついた疑問點を若干のべてみたい。

第一に、中原における墳丘墓の出現について、それが春秋時代末期頃からはじまったとして、四つの原因をあげているが、中國における墳丘墓のもとも古いものは著者もあげているように、揚子江以南の東よりの地、安徽省屯溪市、江蘇省句容縣・金壇縣で調査された西周時代のもので、これらはこの地域の地下水水位が高いので、地下に墓壙が掘れず地表面に栗石をひくか、焼き固めるかして棺臺をつくり、その上に圓形などの墳丘を築いているが、これは中原のものとは別もので中原とは同一に論じられないといっている。しかし

それでよいだろうか。各地に残る墳丘墓で古いものは春秋・戦國時代の變り目の時のもので、それがあるところは中原地區でなく、南方の楚國、蔡國、北方の燕國、齊國の領内にあたる地域である。中原地區の墳丘が早く破壊されて現存しないということも考えられるが、しかし、中國における墳丘墓は中原で生れたのではなく、西周時代のものを除いても、それは周邊の國々に始まったという事實があることを注目すべきである。そうすれば著者のあげた四つの理由だけで、墳丘墓の出現を考えることに疑問がのこる。關野雄氏（『中國における墳丘の生成』、『中國考古學研究』所收）の資料が少ない時の研究ではあるが、北方の墳丘墓クルガンの影響を考えられたが、この見解を含めて、中原での墳丘墓の出現を考えるには周邊地區との關係を考える必要がある。

第二に、陵寢制度の創始時期について、殷墓の墓壙上の墳土に接する版築の基臺に寢と思われる建築がたてられ、その禮俗が廣く普及したのは戰國時代から秦漢代で、河北省平山縣の中山王陵、河南省輝縣固圍村の魏王陵がその傳統の上にあるものとしている。とくに中山王陵の場合には、復原では版築の三重土壇を心にした三層の木造建築である寢があり、今日では土壇が墳丘のようになって残っている。そうしてこの形式がうけつがれて秦始皇帝陵がつくられたと考えているが、この説は著者だけでなく他の人ものべている（秋山進午「中山王陵と始皇陵」『王陵比較研究』一九八一年 所收）。しかし私は始皇帝陵の場合少し異った考え方をしている（『秦の葬制について』昭和五十五年十一月三日、東洋史研究大會發表）。それは文獻によると、秦では昭王以來、「陵傍立廟」制をとっているが、寢があると認められるのは始皇帝陵で、それは著者がのべるよ

うに陵の西側にあったようで、墳丘の上には建物らしいものがあつた痕跡がない。すなわち、墓壙上に寢を建てた中山王陵、魏王陵とはことなっているのである。墓壙上に寢を建てる禮俗は河南省安陽縣の殷墓とあわせて、今のところは河北省南部、河南省北部の太行山脈が華北平原においていく線上に點するものであつて、また秦の始皇帝陵以前の諸王陵調査が正式に報告されていないので言いきることがむづかしいが、先きの墳丘墓成立と合せて、中原諸國の禮俗が秦に及んだとは考えないのである。

第三に、魏晉南朝時代における陵寢制度の衰退について、魏の文帝の薄葬令、政治不安定による社會秩序紊亂で盜掘が行われるなどの點からのべるが、東晉、南朝における山腹に墓壙を掘り墳丘をともしなわれない崖墓形式の墓、そうしてその小型化は、本貫の地を夷狄に取られて南下した人々が、いつかの日に本貫に歸葬しようと考えたこと、その原因の一つに考えるべきであらう。

第四に、陵寢制度の身分的序列について、著者は地表面上にあらわれた、墳丘の大きさ、石刻群についてのべているが、地下の構造についてはほとんどのべていない。たとえば墓道があるのか、ないのか、あつてもそれが一方からだけか、両方からかによつて身分差があるが、これについての著者の考え方を知りたい。また墳丘の高低について言えば、漢律に見える規定が南北朝を経て唐律の中にうけつがれていかれたことは周知の事であるが、これについても鶴間和幸氏（『漢律における墳丘規定について』『東洋文化』六〇號所收）のすぐれた研究があり、漢律の制定時期を經書（『周禮』家人の條）から緯書（『谷文嘉』墳丘説）、緯書から律という禮思想の律規定化の動きを考察して、後漢時代初期に成立したものであらうと推測

し、更にその規定が二十等爵制にもとづくものであることがいわれる。著者ののべる如く腰の造營について身分的規定があったと思われるが、以上のようないろいろな面にみられる身分的規定を統合し、且つそれが現實社會のいかなる身分的序列、すなわち鶴閑氏のいうような二十等爵制に對應するものかどうかについても、もう少し詳しく著者の見解を聞きたく思う。

墓というものは、この世の地上につくられるが、そこは實は現世からへだてられた冥界の世界である。そのような陵墓と現世の我々とかいかなるかかわり方をするかということが、陵寢制度であると思われ、その制度は我々の側の變化、すなわち社會變革や政局の變動に結びついて變るが、特に皇帝の陵墓の場合は、すでに歿した皇帝と言えども、現世の皇帝權威を裏附けるものである點から、特に重視された。そうして墓が現實の身分をこえてつくられることは、皇帝を頂點にする政治・社會構造の破壊につながるもので、律によつて規定されたのである。しかし現實には律をこえることが度々あり、律と禮俗の間におけるむづかしさをあらわしている。以上の問題について通史をのべたこの書は今後の研究に益することは大きい。また中國の陵寢制度を中心とする皇帝陵ないしは墳丘墓の起源と變遷は、我が國古代の陵墓制を考えていく上でも大きく參考とされるところである。

以上の紹介と書評は、ごく一部の時代のことしか知らない者の手になるものであるから、誤解・曲解などがあつて著者に非禮をつくしたことを御寛恕ねがいたい。

一九八一年一月 東京

學生社 A5版 一六一頁

程千帆著

唐代進士行卷與文學

村上 哲見

B6版、というと比較的小型の、しかも九十頁の小冊であるが、内容は豊かで讀みごたえがある。それはおそらく、本書が大小十餘種の文獻、三十餘種の近人の著者論文を涉獵して得た豊富な材料を基礎として構成されているからに違いない。

表題の「行卷」とは、著者の定義によれば次の如くである。

「行卷というのは、科擧の受験者が自らの文學作品を編集して卷軸に仕立て、試験に先だつてその時の社會的、政治的、また文壇における有力者に贈呈し、試験官すなわち試験を主宰する禮部侍郎に對して推薦することを彼等に求め、それによつて自らの及第の希望を増大するひとつの手段である。」(3頁)

そしてこの風習を著者は次のように考える。

「唐代文學の發展に對して積極的な促進作用を起したのは、進士科擧制度それ自體ではなくて、その制度のもとに形成された行卷というこの風習である。」(2頁)

この小冊は右のような見解のもとに、唐代における「行卷」なる風習の實態と、その文學に對する影響を明らかにしようとするものである。

右の見解のうち、「進士科擧制度それ自體ではなくて云云」というのは、後に述べるように必ずしも贊成できないのであるが、この